

令和3年度 第2回  
高野町農業委員会 定例会

# 議 事 録

令和3年6月16日開催  
(公開用)

高野町農業委員会

# 令和3年度 第2回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

**開催日時** 令和3年6月16日（水）

**●開会時刻** 午前9時58分開会

**●開催場所** 高野町役場 2階 大会議室

**●出席委員** 1番 井阪 晴美 2番 木村 金男 3番 上田 静可  
4番 柳 葵 5番 梶谷 廣美 6番 井手上 治己  
7番 下名迫 勝實 8番 西辻 政親 9番 泉平 和廣  
10番 森脇 伸宜

以上10名出席

**●出席推進委員**

以上0名出席

**●欠席委員**

以上0名欠席

**●事務局員** 事務局長 茶原 敏輝  
事務局員 松本 斉・阪田 泰規・中村 任貴

**●関係者**

**●議事事項** 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第2条 非農地証明交付申請の承認について  
報告第3号「職員の任命」について  
その他

**●議事内容** 次のとおり

\*\*\*\*\*午前9時58分 開会\*\*\*\*\*

事務局（松本 斉） 皆さん、おはようございます。  
雨の降る中、足元の悪い中、御苦労さまでございます。  
定刻より少し早いのですが、令和3年度第2回高野町農業委員会定例会を開催いたします。  
本委員会ですが、本日出席委員10名、欠席委員はおられません。  
高野町農業委員会会議規則第14条により規定を超えておりますので、本日の委員会は成立しています。御報告いたします。  
それでは、事務局長より御挨拶をいたします。

事務局長（茶原敏輝） おはようございます。  
非常に梅雨の雨の中、本当に来ていただきましてありがとうございます。  
農地の転用の関係の案件2件ということですので、どうぞ慎重審議いただきますよう、よろしく願いをいたします。

事務局（松本 斉） ありがとうございます。  
続きまして、高野町農業委員会会議規則第29条に基づく議事録署名委員を事前に議長より御指名いただいております。本日の署名委員は3番 上田委員、5番 梶谷委員にお願いします。  
続きまして、議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第9条により、当委員会の会長となっておりますので、柳会長、よろしく願いいたします。

議長 改めて、おはようございます。  
それでは、いろいろと今日は。それで、これからいろいろとまた忙しくなるとは思いますけど、雨でみんなが大変な時期になるし、コロナ関係でまだまだ終息もあれですけど、和歌山県は大分進んでいますのでちょっとましかなと思いますけど。6月に入りましたら、またいろいろと6月19日にまたこれから収まってくると思います。  
それでは、議題に沿って行いたいと思います。  
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（松本 斉） それでは説明をさせていただきます。  
議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。  
別添の農地につき、農地法施行令第7条（昭和26年3月31日政令第78号）の規定により、農地の転用について許可申請があったので委員会の可否を求める。  
令和3年6月16日提出 高野町農業委員会会長 柳 葵  
今回の申請は、1件でございます。  
農地の所在は・・・・・・・・・・、ほか3筆で、場所については5

ページの航空写真を御覧ください。  
登記簿は、畑となっております。現況地目は、休耕地。  
農地区分、第2種農地と判断しました。  
農振農用地区分は、農振地農用地外。面積は1, 126平方メートル。権利種別は、所有権移転（・・・）です。  
譲渡人の住所氏名は、・・・・・・・・・・、・・・・・・氏。  
譲受人の住所氏名は、・・・・・・・・・・、・・・・・・氏です。  
転用目的は、山林（ヒノキの植林）でございます。  
転用理由は、土地所有者は・・・・に居住しており、今後申請地において農業、林業を行うことは困難であり、譲受人に家屋、農地、周辺の山林（約1万平方メートル）を贈与することにより、山林放置防止も含め林業を行うことができます。譲受人である・・氏も林業に携わることを希望されています。  
また、当該申請地は、周辺農地も既に山林化しており、営農環境に支障が生じることは認められないことから、本申請に至っています。  
隣接農地同意は、・・・・・・・・氏本人のみです。  
当該水利組合はありませんが、・・・・、・・・・氏に同意を得ています。  
汚水または雑排水は発生しません。雨水は自然浸透します。浸透し切れぬ表面水については、申請地東側の既設水路へ放流します。  
なお、現調査について、令和3年6月7日に泉平委員と行っておりますので、後ほど委員より報告があります。  
精査内容は、「資力・信用」「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」「転用行為の確実性」「関係機関との協議進捗状況」また、「周辺農地等にかかる営農条件への支障の有無」などを見ても問題なく、許可要件の全てを満たしていることから、農地法第5条第2項の各号の許可できない基準には該当しないため、許可の規準要件を満たしていることから、総合的に判断した結果、許可相当と判断しました。  
皆様の御審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。  
続きまして、泉平委員、よろしく願いいたします。

泉平委員

9番、泉平です。  
議案第2号について、令和3年6月7日に、事務局の松本係長、阪田主査と共に現地調査を行いました。  
当申請地においては山林化しており、農地としての復元は困難であると考えます。また、周辺農地は既に山林化しており、営農等影響を及ぼす恐れはないことから、本案件について許可相当と判断して

います。  
以上、報告を終わります。

議長 ありがとうございます。  
ただ今、事務局並びに担当農業委員より説明等がありましたが、御意見、御質問などございませんか。  
これはもう土地よりも、大きな木とかそんな感じかな。

泉平委員 どこの土地もみなよく似たもんで。大概もう木が結構大きい。

議長 もう何年も。30年、40年みたいな。写真載ってるさかいにな。

泉平委員 大概、もう同じような。

議長 分かりました。他に何か御意見、御質問はございませんか。皆さん、ありましたらお願いします。

森脇委員 10番、森脇ですけれども。この下に家、あるんやけども、これ、どこの家というか。場所的にこの地図を見てぱっと分からんやけども。この家、聞いたら分かると思うんやけど。

事務局（松本 斉） 下筒香の集会所の前を通過しまして、左側に折れていきます。真っすぐそのまま道なりに上がって、・・・・宅ですかね。

森脇委員 .....さんっていう人かな。

議長 ああ。.....さん。

事務局（松本 斉） とこの右側を上がって、その細い道を入れていったところが、昔の.....のお宅とその北側にある農地ですかね。

森脇委員 ああ、ほな一番てっぺんのほうや。

事務局（松本 斉） 手前ですね。てっぺんよりちょっと手前ですね。

森脇委員 .....

事務局（松本 斉） ちょっと待ってくださいね。.....さんの御自宅ですね。

森脇委員 .....さんとこか。

事務局（松本 斉） いや、・・・さん。

森脇委員 ・・・さん。

事務局（松本 斉） はい。もともとは。

森脇委員 分かりました。すみません。ありがとうございます。

議長 この航空写真はいつ、最近ですか、これは。

事務局（松本 斉） これは、農地台帳の航空写真、農地台帳からプリントアウトしているものですので。

議長 ああ。前はいろいろとやってたけど。今、これをもう集約して、課長、こういうふうにして。

事務局（松本 斉） 一応、水土里ネットというバージョンと、この農地台帳と両方併用して使っている形で。

議長 なるほどね。

事務局（松本 斉） 水土里ネットのほうでは、この273番地がちょっと表記できなかったの。

議長 ああ、そうですか。

事務局（松本 斉） 今回は台帳のほうでの確な、正確な航空写真を引用してきました。

議長 ああ、そうですか。

事務局（松本 斉） はい。

議長 分かりました。これやったら、集約して大体の家、大体分かりやすいですな。これ。

事務局（松本 斉） そうですね。ちょっと画像が悪くて。どうしても印刷の印刷になってしまうので画像が悪くて、見づらくて申し訳ないのですが。

議長 いえいえ。大体地元の方は分かっていると思います。これがどこの家か、大体分かる。

議長 ああ、分かります。分かりますよね、森脇さんやったら。

森脇委員 あ〜わかります。ありがとうございます。

議長 ほかにないですか。

井阪委員 すみません、いいですか。

議長 どうぞ。

井阪委員 この山林は、杉とかヒノキの山ですか。

事務局（松本 齊） そうですね。ちょうどこの家の真裏には、槇もちらほらうわっているような形で。杉とヒノキの、あと雑木というのですかね。混在した農地になってました。

井阪委員 そしたら、植林されたんかな。

事務局（松本 齊） ヒノキを今後植林されるという予定で申請はいただいております。

井阪委員 そうですか。はい。分かりました。

議長 ほかにないですか。もう、この・・・さんにみな譲るといふか、農地もいったみたいな感じで。

事務局（松本 齊） そうですね。・・・の・・・先生を通じて。

議長 ああ、そうですか。

事務局（松本 齊） 初め、相談でこられたんです。この土地と山をどうしようかなみたいなことを。その辺で、・・・先生に御相談いただいたらということ。

議長 ああ、そうですか。

事務局（松本 齊） 御紹介というのか、土地柄、・・・先生もよく御存じなのでちょっとお話をさせていただいて。この間も2条申請ですかね。いただいた件と、今回の5条の転用の申請をいただいております。

議長 分かりました。

その他、もうないですか。まだ、何かあったらお願いします。  
御意見がないようですので、議案第2号については可決したいと思います。  
ありがとうございます。  
続きまして、議案第3号「農地法第2条 非農地証明交付申請の承認について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（松本 斉） それでは、説明させていただきます。  
議案第3号 「農地法第2条 非農地証明交付申請について」。別添農地について、農地法第2条の農地でない旨の証明願があったので委員会の可否を求める。  
令和3年6月16日提出。高野町農業委員会会長 柳 葵  
今回の申請は1件でございます。  
農地の所在は、・・・・・・・・・・番で、場所につきましては11ページの航空写真を御覧ください。  
登記簿は、田、畑。現況地目は休耕地。  
農振区分は、農振地農用地外となっております。面積は2,124平方メートル。  
申請者の住所氏名は、・・・・・・・・・・、・・・・・・・・・・氏。  
現地調査につきましては、令和3年6月7日、事務局と梶谷委員と実施いたしました。後ほど、梶谷委員より報告があります。  
昭和49年7月に申請者の父により、田・畑として使用しなくなったため植林を行ったとのことで、現在は山林化しています。  
以上、1件につきまして、現地確認及び書類審査をいたしました結果、申請に必要な書類は全て添付されており、農地法第2条の非農地証明の承認について、承認相当と判断しました。  
皆様の御審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、現地報告について、担当委員の梶谷さん、お願いします。

梶谷委員 5番、梶谷です。議案第3号について、令和3年6月7日に事務局の松本係長、阪田主査と共に現地調査を行いました。  
当該申請地においては山林となっており、農地としての復元は困難であると考えます。事務局説明のとおり、現地において農地法第2条に規定する農地に該当しないことを確認しました。  
以上で、報告を終わります。

議長 ありがとうございます。  
ただいま事務局と担当委員から説明がございましたが、何か御意見、

御質問などはございませんか。  
これは、どの辺、どの辺といったら・・・。

下名迫委員 航空写真を見ても分からへん。

事務局（松本 斉） すみません。ちょっと画像が悪くて申し訳ないんですが。

梶谷委員 桑原からデアイのほうへ行く。下は水道の管、昔の水道の管が通って  
る道、上下になっています。

議長 ああ、そうですか。

事務局長（茶原敏輝）・・・さんとこずっと奥へ入る。あそこ、その水道管の下、入っとるん  
ですよ。

梶谷委員 はい。私も行ったことないくらいのところ。

議長 ああ、その辺のような。山とか畑やったんやな。

梶谷委員 田や畑で、そこからずっといったらデアイのカーブのところ。

議長 ああ、あっこに出るねんな。はいはい。ああ、その辺。

梶谷委員 桑原からでも100メートル。

議長 そっちから100メートルほど入る。

梶谷委員 ・・・・さんところからやったら200メートルくらいですね。

事務局（松本 斉） そうですね。大分入りましたね。

梶谷委員 大分。

議長 ほんで、道がずっとあって、畑をつくっとるさかいに道はあるな。

事務局（松本 斉） そうです。

梶谷委員 普通ったことあるんやけどな。

事務局長（茶原敏輝） 途中までしか、でも軽トラは入れへんのやな。

事務局（松本 齊） そうですね。

梶谷委員 はい。

事務局長（茶原敏輝） そこから徒歩になるからね。

事務局（松本 齊） はい。あと徒歩で。

議長 ああ、徒歩。

梶谷委員 もう軽トラ入れへん。

議長 軽トラ入れへん。

事務局長（茶原敏輝）・・さんそこやったら、ちょっとまだ100メートルほど行けるんちゃうかな。そこからもう橋落ちとって、もう細い道になってしもとる。ただ、そこ、今言われたように水道管の下を走っとって。

事務局（松本 齊） もう100メートルくらいしか舗装されてないんです。

議長 ああ、そうですか。

事務局（松本 齊） はい。舗装されて30メートルほどあるんですけど、もう幅が狭くて。

議長 はいはい。

事務局（松本 齊） 車が入っていけない。そこから手前に車を置かせてもうて歩いて行ったというような現状です。

議長 ああ、そこからね。

下名迫委員 その水道管っていうのは、今でも生きてるの。

事務局長（茶原敏輝） 生きてます。コツボから。

議長 通ってるような。

事務局長（茶原敏輝） 私、大チョンボして冬凍らした時、小坪のラインが生きとったらい

けた。ここ何年かで小坪のラインまた戻してとるようにしてるんで。今も生きて、動かそうと思えば。

議長                    ああ、そうですか。  
もうあっち向いて余り、余りってほとんどいけへんさかいな。

下名迫委員            松茸取りに行く人通るけどな。

議長                    あっち向いて山、歩いとるわな。  
昔、一回単車で走ったことはあるけどな。  
もう田って言うてもかなりもう木おおきいなっとるんやろ。

梶谷委員              もう桑原行ってからでも50年からや言うさかい、それよりもっと  
ちやうかな。

議長                    分かりました。ほかに、何か御質問、御意見はございませんか。こ  
れに関して。  
ないようですので、議案第3号については許可したいと思います。  
ありがとうございました。  
続きまして、報告第3号「職員の任命について」、事務局より説明を  
お願いいたします。

事務局（松本  齊）   説明させていただきます。  
報告第3号、「職員の任命について」。  
本会委員会事務局職員について、下記のとおり発令したので委員会  
に報告する。  
令和3年6月16日提出。高野町農業委員会会長 柳 葵。  
1、民農里英 令和3年4月1日 高野町農業委員会事務局員を任  
命する。  
すみません。議案書の民野の「野」が野原の野になっているのです  
が、民野の「の」は農業の「農」になりますので、訂正をよろしくお  
願いいたします。失礼いたしました。  
この異動については、令和3年4月1日付の人事異動に伴う農業委  
員会事務局の異動についての報告でございます。  
以上です。

議長                    ありがとうございました。

下名迫委員            何日から言うたあれ。

事務局長（茶原敏輝） 前回免じてあるんで日付とまた再任の日付との整合性。そこだけ確認しておいたらということ。

下名迫委員 はい。分かりました。

事務局長（茶原敏輝） 免じ日に置いといたらよかったんだけど、1回免じてしもてるんで。

事務局（松本 齊） はい。

事務局長（茶原敏輝） 免じた日付と再任の日付だけ。そこだけ。

事務局（松本 齊） 31日に解いてます。4月1日にさかのぼって任命したという形になります。

議長 ああ、そうですか。  
ないですか。ほかに、意見はございませんか。

下名迫委員 まあ、人事はいいんやけど。農業委員会役員は、女の人何人か確保せえと言うて出とるんですね。それで、事務局のほうは・・・誰もいてないのはおかしいなと思っとったんやけど。

事務局（松本 齊） おっしゃるとおりです。

事務局長（茶原敏輝） 会長さんとおっしゃっていただいたのもあったし、私のほうからも、ほかの農業の施策とやはりこの農業委員会と全然離れているわけではないので。やっぱり農地転用とかも理解した上でやはり農地の適正化の関係もありますので、彼女にも農業委員会の職員ということが入っておいていただいたほうがいいのかなということがありましたので、今回こういう形で報告をさせていただく形になっておりますので、御理解いただけたらと思います。

議長 分かりました。ありがとうございます。  
ほかにないですか。また民農さんにはいろいろとお世話になると思いますけど。いろいろな農家農地の関係でまわってくれてましたけど。

事務局長（茶原敏輝） 今日は、本来だったら出席させるべきなんですけど、ちょっと体調を崩しておって今日は休んでおりますので、あいすみません。申し訳ないですけど。

議長 分かりました。もうほかにはないですので、その他になりますけど。

事務局（松本 齊） 皆様の議案書の一番後ろにつけさせていただいている「農薬を使用する皆様へ」というパンフレットをまた入れさせていただいておりますので、御一読いただければと思います。  
以上です。

事務局長（茶原敏輝） 少し、よろしいですか。

議長 いいです。

事務局長（茶原敏輝） 農業全般の話になるんですけども。昨日伊都振興局の農業振興課のほうを訪ねてまいりまして、クロツヤハナカミキリですかね。モモとかスモモとか桜、バラ科の植物につくハナカミキリで、木の中に入って木を食い散らかしてしまっていて非常に困っていると。外来ということで、日本にはもともといなかったですけども、外国から入ってきたということで。大阪ではかなり被害が出ているということで。和歌山県内かつらぎ町で発見例があって、気をつけてほしいということで言ってきております。

以前から、町の広報誌にもあげさせてもらったりしておるんですけども、また皆さん、御自宅近くのもも、スモモ、桜、そういったもので木から木くずみたいなのが出ているような状態がありましたら、ぜひ御一報をいただきたいと思います。

高野山内につきましては山桜が結構多いので、そういうのに入ったら調査がなかなかできないんですけども。かなり食い荒らしがきつくて枯れる率が高いと聞いておりますので、ぜひ、気がついたらお知らせいただきたいと思います。

それと、阪田から鳥獣の関係の話をちょっと。昨日、言っていた件。

事務局（阪田） はい。そうですね。例年、防護柵の設置の支援事業を秋頃に募集をして、冬までにという形で募集をしているんですけども。今年度少し早めて、予定では6月25日（金）から7月9日までを募集期間として、8月末までに実績報告できるように第1次募集をかけようと思っております。第2回募集も例年通りかけようと思っております。第2回募集も例年通りかけようと思っております。第2回募集も例年通りかけようと思っております。

また、周知方法は回覧で周知できればなと思っております。よろしく願いいたします。

事務局長（茶原敏輝） 今の時期で鳥獣の被害がかなり報告されておって、今まで通り冬に

なってからということでは間に合わないということがありまして。いつもよりも早いペースでやっていったらどうかなということ、まだこれからうちも町長に申請をあげて、伺いをあげてということになるので、一旦は担当課としてはそういう考え方でおります。

事務局（阪田） はい。そういう考えで。

事務局長（茶原敏輝） また、来年等についてもかなり鳥獣被害が増えていますので、そのあたりも町長にも御無理をお願いしていかなあかんことが出てきているのかなと思います。  
あと、鳥獣の捕獲のところの話。

事務局（阪田） 鳥獣の捕獲のところの話といたしますと。

事務局長（茶原敏輝） 昨日言うたやつ。正しい捕獲の方法。

事務局（阪田） なるほど。鳥獣の捕獲について、免許を持っていない皆様は原則は捕獲はできないということで、アライグマだけ外来生物の関係もあって、当町の主催する講習会を受講していただければアライグマのみは捕獲可能ということなのですけれども。  
改めて、捕獲の方法であったりとか捕獲の資格について皆様に周知できればなと思っております。  
そのあたりも、また回覧で周知できればなと思っています。

下名迫委員 講習なんかはまたやるんですか。

事務局（阪田） はい。アライグマの講習もまた今年度も。

下名迫委員 免許というのか、あれをもらえるやつ。許可証みたいなものを。

事務局（阪田） はい。平成29年、平成30年。ちょっとその辺は曖昧なんですけど、そこからもう受講していただいた方は永年になっていますので。それ以降で受講していただいた方はもう受講していただく必要はないんですけども、新たにしたいという方も少し声も聞いておりますので、例年通り、秋ぐらいに開催できたらと思っております。

事務局長（茶原敏輝） アライグマだけとちごて、ハクビシンというのが、この間富貴で1頭、そういう話がありましたので。

事務局（阪田） ハクビシンはちょっと一般の方は捕っては本当はだめなんですけど

も。

下名迫委員           ハクビシンやアライグマは処理してくれるけど、タヌキなんかかかったら処理してくれへんねんな。

事務局長（茶原敏輝）日本の動物というので今のところいけるのが、タヌキとアナグマか。

事務局（阪田）       アナグマとハクビシンもですね。

事務局長（茶原敏輝）ハクビシンとアライグマは外来生物やから。

事務局（阪田）       ああ、そうか。ただ、ハクビシンは対象外なんですが。

事務局長（茶原敏輝）富貴につきましては、・・さんがさかんにシカのほうもやっていただいておりますので、いろいろと御協力いただきながらそのあたりをうまく対応できればなとは思いますが。最近、でもタヌキ、あれですね、病気がはやってしまってなかなか。止め刺しがどうのという以前に、もう道端で死んでたりみたいな話も多いので。人はコロナでタヌキは疥癬ということで、イノシシは豚熱ですか。ちょっと本当にこのウイルス系の病気って非常に怖いと思います。

議長                   はいどうぞ。

井阪委員              連作とかあれは、新たにするときには補助で出ますけども。今してて、それも、もう古くなったからまたしたいなってことでは5年たっていないと。

事務局（阪田）       そうです。5年が最低ラインなんですけど、単純更新というのは認めていなくて。例えば、ネット柵をしていて、ネット柵が効果がないからワイヤーメッシュとか電柵であったりとかに変えたいということでしたら、5年がたっていれば許可しているんですけども。単純にちょっと古くなったので新しくしたいというのは、そのあたりは許可はしていないので。

井阪委員              古くなったらで、まあまあ全体。

事務局（阪田）       もちろん、一部分補修とかそういうのは補助は出していないで。

井阪委員              それも、やっぱり5年たっていないと。

事務局（阪田） そうです。一旦補助でやった農地は、5年プラス単純更新じゃなくて古いのから新しいのにするのではなくて、さらに鳥獣の被害の効果が向上できるようなものというようなことで許可を。

井阪委員 ワイヤメッシュから電柵に変えるとか。

事務局（阪田） そうですね。これじゃあ被害が減らなかったの、もうちょっと違うものに変えますという。そのあたりは要相談のところはあるので、またあれば御相談いただければと思います。

井阪委員 分かりました。

下名迫委員 5年たって捨てるんはまだ大丈夫なんですけども、機械本体。本体だけ変えるというのはできないんですか。補助で。

事務局（阪田） そうですね。そのあたりもちょっと前例もないですし、そうですね。

井阪委員 まだ使えるのにごそっとこれ、のけなさいって。

事務局（阪田） 一応、設置したときから5年以上は耐えられるようなものということなので、古いものと併用していたら、古いものは5年たって10年耐えられるかといったらその辺はどうかなというのが出てくるので。  
でも、そのあたりは一応要件としてはそうなっているんですけども、そのあたりは要相談かなと。それだけでもうできませんとはねてしまうのは、ちょっと私としてはやる気のある方に断るのは忍びないと思うので。そのあたりは相談していただいての、また上司との相談であったりとか、そのあたりかなとは思っております。

上田委員 対応年数が過ぎたら。だから、線なんかを対応年数をいう話を。

事務局（阪田） はい。そうです。

上田委員 それを超えたらいけるんやろ。

事務局（阪田） 5年を超えたら。

上田委員 5年とか6年とかじゃなしに。対応年数。

事務局（阪田） そうですね。要件上ではそういうこともだめとは書いている。単純

更新はだめということは、広義に読むと、柵が古くなったから変えるのでその補助を出すというのは、多分要件としては一応だめというか、なので。

ただ、実情とかがありますので、そのあたり御相談いただいてすぐ断るとかではなくて。そのあたりは、私の担当レベルで判断するのもどうかと思いますので。そのあたりは上司に相談をして、補助してあげればいいかなと私的には思いますので、そのあたりは要相談になるのかなと思います。ちょっとここですぐに答えが言いにくいのですが。

事務局長（茶原敏輝） まだ、こちらも伺いをあげていない状態の中ですので。今、少しお話をいただいたことなんかも、やはり使っていただく側からするともったいないなとか、いやいろいろとあってお話をいただいていると思いますので。そこは一旦、担当のほうも判断をしてと思いますので。

100%加味できるかどうか分かりませんが、今後の検討課題に、検討できる要素とさせていただきます。使いやすい形でやればなと私も思っておりますので、そういう方向へできるだけ努力したいなと思います。

事務局（阪田） はい。

下名迫委員 3年ほど前に相談したら断られたんでね。

事務局（阪田） すみません。

事務局長（茶原敏輝） 使えるものを使ったら補助も安くなる。

下名迫委員 どちらも安う。

事務局長（茶原敏輝） ということですからね。使えるのに5年たっている基準がというところで、全部入れ替えというのも。

事務局（阪田） そうです。まだ補助事業なので、ある程度の条件は要るかなと思いますので。でも、もちろん使う方が使いやすいようにできればなとは思っています。

事務局長（茶原敏輝） でも、逆に言うと、そうやって言ったけど2年ぐらいたってあかんようになったら変えろと言われても、またそのときに対象にできるかどうかというところもあるので。そのあたりも考え方になってく

る。

事務局（阪田）　　そうですね。

事務局長（茶原敏輝）　貴重な御意見をいただいたので、検討できるところはさせていただきます。

事務局（阪田）　　ありがとうございます。

上田委員　　ありがとうございます。

議長　　ほかに何か聞きたいとか、御意見はございませんか。  
話が変わるんやけど、カラスの防徐の報告を何か受けたなと思って、今。

上田委員　　どこやったかな鉄砲で撃ちよるって言いよったぞ。

議長　　何か意見ないかなと思うんやけど。誰か。

上田委員　　一人で捕っとんのかいって言ったら、いや、もう鉄砲で打つとるって。

議長　　ほんまに。

上田委員　　うん。

議長

上田委員　　違うよ。

議長　　普通の鉄砲で。

上田委員　　実弾で打って。

議長　　実弾でやるの。

上田委員　　うん。

議長　　うわあ。そんなん許可がなかったら。

上田委員　　いや、許可は出とるらしいで。



議長 皆さん、よう聞くんでね。また、ええ防徐方法ないかなとよう聞くんで。

上田委員 最近聞いた。

議長 ああ、そうですか。

上田委員 うん。鉄砲、実弾で。

議長 実弾っていうのは初めて聞いた。空でようばんばんって音があるけど。あんなんはまあ、脅かすだけやからな。

上田委員 捕ってるっていう。猟友会がしとるっていう。

議長 ああ。

事務局長（茶原敏輝） カラスは賢くて、爆音機を使っても終わったらすぐまたくるようなことも聞きますのでね。

議長 難しいなっていう。ほんで、自分で防徐するから網を張ったりしやあないなって。

上田委員 ・ ・ ・ ・ に聞いたんやったかいな。

井阪委員 網もってカラスは一旦着地して歩いて。

議長 歩いていくからな。

井阪委員 トンビか何か踏んでたら割とカラス、逃げているような感じしますね。

上田委員 こないだスイカで俺らつつかれてな。

議長 スイカもあれも。

下名迫委員 トンビ、負けとるな。  
トンビ、負けとるから追われまくられとるから。

井阪委員 トンビが二、三匹出ただけで。

上田委員 トンビ、逃げるわ。

議長 すぐ逃げるんでな。

事務局長（茶原敏輝）そこは、もともと日本にいる鳥ということなんで、なかなか水平に張るような霞網もそうですけど、水平に張るやつも禁じられているんでなかなか難しいと思いますんでね。  
ちょっとお時間をいただいて勉強させていただきます。

議長 またあったら、ええ方法を。またいいのがあったら報告していただきます。

井阪委員 カラスの死骸をつり下げて。

事務局長（茶原敏輝）そんな話、ありますね。

井阪委員 そしたら、けえへんって言うけどな。

木村委員 それが一番ええ。

井阪委員 なあ。

議長 それが一番効果的に。色なんかは、色なんかはあかんのかな。ペンとかそんなんで。

下名迫委員 黄色が嫌い。

議長 黄色が嫌いか。  
黄色でテープ上に貼っといたらまだましか。

梶谷委員 そやけど、黄色のテープのびかびかするやつあるやろう。あれでエンドウの上にしとっても、カラスにさんざん食べられてもうた言うてた。

議長 慣れたら来るいうんかい。

梶谷委員 うん。

事務局長（茶原敏輝）カラスは悪食というか、何でも食べますね。



令和 年 月 日

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 3 番 \_\_\_\_\_

署名委員 5 番 \_\_\_\_\_